

様

弘前市長 葛西 憲之 印



公文書開示決定通知書

平成26年4月20日付けで請求のあった公文書の開示については、弘前市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき下記のとおり公文書の全部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求をした公文書の名称	平成26年2月26日付けで商工政策課宛に行った「計量法違反業者についての情報提供」の受領後の取扱い及び業者の指導状況等の記録	
開示請求に係る公文書として特定した公文書の名称	・計量法違反業者についての情報提供 ・「計量法違反業者についての情報提供」への対応について ・農業ひろさき5月号原稿及び掲載記事 ・広報ひろさき4月15日号原稿及び掲載記事 ・市ホームページ掲載案	
公文書の開示の日時及び場所	日時	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 時00分 <input type="checkbox"/> 午後
	場所	
担当課	商工振興部 商工政策課 電話0172(35)1135 (直通)	
摘要		

備考

- 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の担当課へ連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

平成 26 年 5 月 9 日

様

4 月 20 日付公文書開示請求に係る入金を確認しましたので、公文書の写しを送付します。

弘前市法務契約課文書管理担当 村元
電話 0172-35-1111 (内線272)
FAX 0172-35-7956

部長・理事	課長	課長補佐・室長・主幹	係長・総括主査・主査	係
-------	----	------------	------------	---

弘前市役所
商工政策課御中

下記のとおり情報提供がありましたので 2014年2月26日
別紙のとおりに対応することとしてよいか伺います。

計量法違反業者についての情報提供

情報提供者

計量法を公言する業者をインターネット上で発見しましたので、計量法の趣旨に則り下記の通り情報提供致します。貴市におかれましては適切な指導がなされるようよろしくお願いいたします。

記

1. 情報提供者の住所・氏名・年齢



2. 業者の所在地・名称・代表者・通信販売責任者

青森県弘前市小友字宇田野 451-5
有限会社エイ・アイ・エム 「あっぷりんご園」
代表 水木篤廣
通信販売の責任者 水木たける

3. 情報提供の内容

有限会社エイ・アイ・エムの運営する通販サイト「あっぷりんご園」(<http://www3.app-le.jp/>)において、計量法の量目公差を越える不足についての消費者からのクレームを受け付けない旨の表記がなされております。これは明らかに計量法に抵触すると考えられますので、適切な行政指導がなされるよう情報提供するものです。

なお、通信販売の責任者である水木たけるは、ツイッター上で特定商取引法違反についての申出に対して軽微な違反を通報するのほくどらない行為だと吹聴しており、遵法精神に欠けますのでここに申し伝えます。

4. 添付資料

- 添付1 … あっぷりんご園 ホームページ-運営者について
(量目公差を越える不足分のクレームを認めない表記あり)
- 添付2 … 特定商品一覧 (計量法第12条関連)
- 添付3 … 量目公差表 (計量法第12条関連)
- 添付4 … 水木たけるのツイッターでの発言



以上

【平成26年3月4日】

商工政策課総務係 木村

「計量法違反業者についての情報提供」への対応について

1. 情報提供者



2. 情報提供内容の概要(詳細は別紙参照)

有限会社アイ・エフ・エムの運営する通販サイト「あっぷりんご園」において、以下の表記がされており、計量法に抵触すると考えられるので、適切な行政指導をしてほしい。

『重量表記等誤差を生じるものへの細かいクレームはお受けいたしかねますので予めご了承ください。(例)3kg箱と書いてあるのに、2.8kgしかなかった、、、等』

3. 当業者の計量法上の問題点

・ 正確計量義務違反(計量法10条違反)

通販サイトへの記載内容は、正確計量の励行を義務付ける計量法第10条に違反する。

・ 計量せずに内容量を表記している可能性が高い

計り売りを行う場合は、市の定期検査に合格した計量器を使用しなければならないが、当業者が市の定期検査を受けた実績はない。

※なお、りんご等の果物、野菜、鮮魚など、形が不成形な商品は必ずしも質量表示で取引する必要はなく、個数や本数で販売することも可能である。

4. 対応方針

①当業者を含め、農業関係者に広く周知を図るため、農業ひろさき5月号に適正計量に関する記事を掲載する。

②広報ひろさき4月15日号、市HPに掲載する適正計量協力依頼記事において、以下の点について明記する。

・ 観光農園や通販サイト等において農産物の料金算定に使用する計量器は市の定期検査を受けなければならない。

③農産物産直マップ(農業政策課作成)及びりんご産直マップ(りんご課作成)に掲載されている直売所及び農産物の通信販売を行っている把握可能な市内業者に対し、適正計量についての啓発文を発送する(別途起案)。

④以上の対応後、当業者において違反内容に是正がみられない場合は、直接違反内容を通知し、適正計量の指導を行いたい(別途起案)。

計量法 関係部分抜粋

第 10 条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区（以下「特定市町村」という。）の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第 15 条第 1 項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（特定商品の計量）

第 12 条 政令で定める商品（以下「特定商品」という。）の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。）を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差（以下「量目公差」という。）を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。

2 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、容器に入れたその特定商品を販売するときは、その容器にその特定物象量を法定計量単位により、経済産業省令で定めるところにより、表記しなければならない。

3 略

（定期検査）

第 19 条 特定計量器（第 16 条第 1 項又は第 72 条第 2 項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

1. 略
2. 略
3. 略



別紙情報提供に対する対応として、適正計量について広く
周知を行いたいため、下記のとおり農業ひろさき、別紙のとおり
適正計量にご協力ください！ 広報ひろさき・市HPへ
～商工政策課からのお知らせ～ 掲載してよいか伺います。

○計量器（はかり）の検査忘れずに
食料品店、精米所、薬局などにある
取引や証明に使用する計量器（はか
り）は、計量法により市の定期検査
を受けることが義務付けられており、
農産物の売買のために使用するはか
りも検査対象となります。検査対象
者（各事業所）には事前に通知してい
ますが、新しく事業を始めた人やこ
れまで検査を受けたことがない人は
ご連絡ください。

【検査対象計量器例】

観光農園や直売所、通販サイト等
において農産物の料金算定や内容量表
記に使用する計量器

○内容量は正確に計りましょう。

農産物を内容量表記のうえ販売する場合は計量法上の誤差内で販売するよう、定められています。販売者は正確な計量にご協力ください。

■ 問い合わせ先

商工政策課総務係（市役所新館6階）

☎ 35・1135（直通）

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

弘前市担い手育成総合支援協議会では耕作放棄地解消のため、農業者等が耕作放棄した農地を売買や貸借等により権利を取得して再生する取り組みに対し、その費用の一部を助成しています。



◆対象者 農業者、農業法人

◆助成基準 次の全てに該当する対象者

- ①耕作放棄地再生後、5年間以上の耕作が見込まれること
- ②農業振興地域の農用区域内にある農地であること
- ③土地所有者に賃借料収入が生じる場合、その額を弘前市担い手育成総合支援協議会で徴収し、再生作業の経費に充当すること
- ④再生作業については、10㎡当たり10万円以上の経費を要すること

◆助成内容及び助成額

○再生作業(障害物除去・整地・土壌改良等)

5万円/10㎡、6万円/10㎡または事業費の2分の1

○営農定着(作物の作付)

2.5万円/10㎡

(ただし、経営所得安定対策における直接支払い交付金の交付対象農地に該当する場合は対象外)

※上記内容は平成26年3月末までに農林水産省より発表されたものであり、今後、変更となる場合があります。

■申し込み・問い合わせ先

弘前市担い手育成総合支援協議会事務局
(市役所新館4階・農業政策課農業振興係内)

☎40-7102

※農地の売買、貸借をするときは、農業委員会に許可申請の手続きが必要になります。

■農地の売買、貸借に関する問い合わせ先

農業委員会農地係(市役所新館4階)

☎40-7104

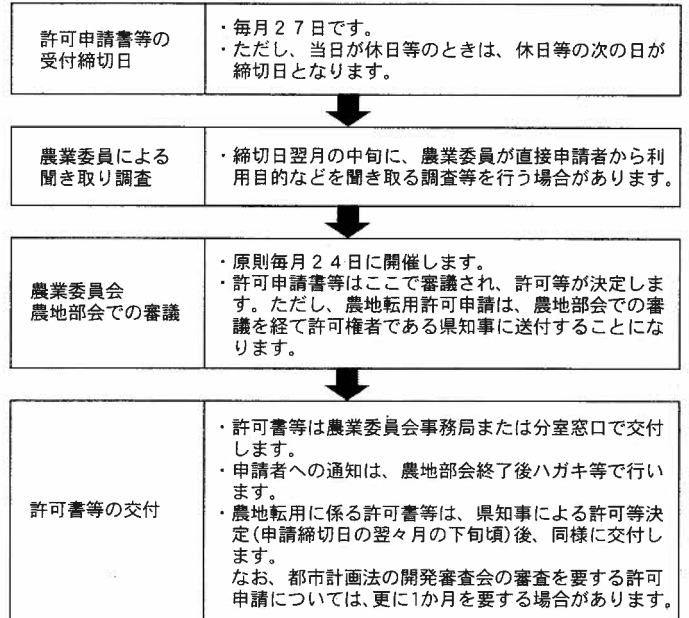


農地の売買・貸借及び農地転用等の許可申請等について

農地の売買・貸借又は贈与をしようとするとき、農地を農地以外のものに転用しようとするときは、農業委員会で許可申請等の手続きが必要になります。

許可を得ないで行った農地の売買や貸借などは、契約に効力がなく農地法違反にもなりますので、忘れずに手続きを行いましょ。

手続きの流れは下記のとおりです。



■問い合わせ先

【弘前地区】農業委員会農地係(市役所新館4階)

☎40-7104

【岩木地区】農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)

☎82-3111内線611

【相馬地区】農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)

☎84-2111内線805

適正計量にご協力ください!

○計量器(はかり)の検査忘れずに

食料品店、精米所、薬局などにある取引や証明に使用する計量器(はかり)は、計量法により市の定期検査を受けることが義務付けられており、農産物の売買のために使用するはかりも検査対象となります。

検査対象者(各事業所)には事前に通知していますが、新しく事業を始めた人やこれまで検査を受けたことがない人はご連絡ください。

【検査対象計量器例】

観光農園や直売所、通販サイト等において農産物の料金算定や内容量表記に使用する計量器

○内容量は正確に計りましょう。

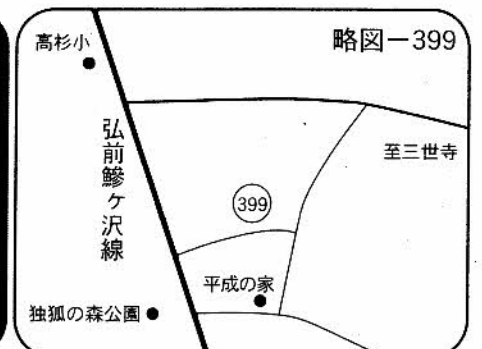
農産物を内容量表記のうえ販売する場合は計量法上の誤差内で販売するよう、定められています。販売者は正確な計量にご協力ください。

■問い合わせ先

商工政策課就労支援係(市役所新館6階)

☎35-1135

農地流動化情報(新規)








申込区分	時期	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望賃借料
貸したい	399	独狐字石田	畑	りんご	56.54a	交渉次第

農地流動化窓口及び問い合わせ先

- ①農業委員会農地係(市役所新館4階)☎40-7104
- ②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)☎82-3111内線611
- ③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)☎84-2111内線805

役員募集中心事業

部長	課長	課長補佐	広聴広報主任者	係長	担当者
					

依頼課	商工政策課	提出月日	月 日	備考
掲載・放送 希望	・広報ひろさき ・市政だより ・FMアップルウェブ	4月15日号 月 日号 月 日～	月 日 月 日	

計量器（はかり）の定期検査 2年に1回忘れずに

食料品店、精米所、薬局などにある取引や証明に使用する計量器（はかり）は、^{計量法}法律により定期検査を受けることが義務付けられています。検査対象者（各事業所）には事前に通知しますが、新しく事業を始めた人やこれまで検査を受けたことがない人はご連絡ください。

▽検査対象計量器例

観光農園や通販サイト等において農産物の料金算定や内容量表記に使用する計量器、貴金属の買取り査定に使用する計量器・・・等

▽検査場所 各店舗・事業所

▽手数料 1台500円～2800円（計量器の種類により異なります。）

部長	課長	課長補佐	広聴広報主任者	係長	担当者

依頼課	商工政策課	提出月日	月 日	備考
掲載・放送 希望	・広報ひろさき	4月15日号		
	・市政だより	月 日号		
	・FMアップルウェーブ	月 日～ 月 日		

▽ 問い合わせ先 商工政策課総務係

☎ 3 5 — 1 1 3 5 (直通)

ひろさき 多子家族応援パスポート

市では、多子家族の子育てを応援するため、市の公共施設の使用料などが無料になるパスポートを発行しています。

さくらまつり期間中の弘前公園有料区域の入場も無料となりますので、早めに申請してください。

※対象施設など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽対象 平成8年4月2日以降に生まれた子どもが3人以上いる家族の親子
▽受付場所 子育て支援課(市役所1階)
▽申請に必要なもの 対象者全員分の保険証など
▽子育て支援課子育て戦略担当(☎40・7038)

くらしとお金の安心相談会

消費者信用生活協同組合青森相談事務所が行う出張相談会です。相談は予約制ですので、希望する人は事前に電話で申し込んでください。

▽とき 5月7日(水)
午前10時～午後4時
▽ところ 市民生活センター(駅前町、ヒロコ3階)

▽内容 生活再建や債務整理に必要な資金の貸し付けに関すること
▽消費者信用生活協同組合青森相談事務所(☎青森017・752・6755)

「第15回よさこい津軽」参加団体募集中!

参加者・観客が一体となって楽しめる祭り「よさこい津軽」に参加して、一緒に盛り上がりましょう。また実行委員会では、祭りを手伝ってくれるボランティアスタッフも併せて募集しています。詳しくはお問い合わせください。

▽とき 6月29日(日)
午前9時50分～午後3時半
▽ところ 土手町通り
▽申込書に必要事項を記入し、4月25日までに、よさこい津軽実行委員会事務局(弘前商工会議所内、☎33・4111、☎35・1877)へ。
※申込書はよさこい津軽ホームページ(http://www.hcci.or.jp/txt/yosakoi/)からダウンロードできます。



2014年 岩木山フォトコンテスト

岩木山をいつも眺め、岩木山をこよなく愛する人たちのフォトコンテストです。

自分だけの「岩木山」を撮って気軽に応募してください。

▽テーマ 作品中に岩木山が入っていることが条件
▽応募資格 プロ・アマ・国籍を問いません。

▽応募規定 ①サイズ=ワイド四つ切り(四つ切り可)かA4判のカラープリント ②自作、未発表作品で1人2点まで ③写真のタイトル・撮影日・撮影場所・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業を記入した紙を写真の裏面にはること

▽賞 グランプリ1作品、特選2作品、陸奥新報社賞1作品、特別賞2作品、入選8作品、佳作10作品、市民選賞多数に賞状と副賞を贈呈

▽応募期限 9月1日(月)必着
▽審査方法 岩木山観光協会が審査
▽発表 9月20日～10月13日(予定)に、農産物直売施設・野市里(宮地字川添)で全作品を展示 ※展示前に入賞者に通知するとともに新聞(陸奥新報)で発表します。

▽その他
○作品は岩木山のPR活動、カレンダー

ダー・パンフレットなどの印刷物に使用するほか、岩木山観光協会のホームページに掲載。

○作品の版權は岩木山観光協会に帰属します。

○応募作品は返却しません。
○応募先 郵送・宅配便または持参で、岩木山観光協会「フォトコンテスト」係(〒036・1343、百沢字裾野124、☎83・3000、☎83・3001、☎1625@iwakisan.com)へ。

文化グループ会員募集

中央公民館(下白銀町、弘前文化センター内)で活動している「尺八グループひびき」と「書道愛好会」の会員を募集しています。初心者・経験者は問いません。まずは見学をお願いください。

【尺八グループひびき】
▽活動日 毎週水曜日の午後6時半～9時
▽ところ 弘前文化センター2階第1・第2和室

▽内容 初心者には「さくら」「荒城の月」が吹けるよう練習します。
▽募集人員 5人程度
▽会費 月額500円

※尺八を持っていない人には、けいこ用を貸し出します。
【書道愛好会】
▽活動日 第2・4水曜日の午前10時～正午

▽ところ 弘前文化センター3階工作実習室
▽内容 漢字・かなの基礎的な練習/年1回の作品展(好きな言葉や詩語などを自由に表現)

▽講師 肥後黄娥さん
▽募集人員 若干名
▽会費 月額3,700円(テキスト代含む)

☎電話かファクスで、中央公民館(☎33・6561、☎33・4490、火曜日は休み)へ。

「ビュアフレンズ」

ボランティア募集

知的障がいのある在宅者(おおむね18歳以上の人)の生涯学習を支援するビュアフレンズ事業のボランティアを募集します。

▽日程 5月11日、6月8日、7月6日、9月7日、10月5日、11月16日、12月14日、平成27年2月8日の午前9時半～午後2時50分

▽ところ 総合学習センター(末広4丁目)

▽内容 全体学習・買い物学習・クラブ活動などの学習支援

☎ボランティアサークル「虹の会」(安田さん…☎兼☎87・2873、対馬さん…☎兼☎32・4759) / 中央公民館(☎33・6561、☎33・4490)

キッズ☆ワールドⅡ会員募集

いろいろな学校や学年の子と楽しい活動ができるよ!大学生のお兄さんやお姉さんが、毎回みんなをサポートします。

▽活動日 6月7日、7月12日、8月30日、10月11日、11月1日・29日、平成27年1月17日、2月21日の午前10時～午後4時または午後1時～4時(活動内容による)

▽活動場所 弘前文化センター(下白銀町)、弘前公園ほか
▽内容 アイスブレーキング、ウオークラリー、バス遠足、ワールドカップ(運動会)、科学実験、クッキングパーティー、雪遊び、お楽しみ会など(予定)

▽対象 市内在住の小学生=60人
▽会費 月額2,000円
▽申し込み方法 住所・氏名(ふりがな)・性別・電話番号・学校名・学年・保護者氏名を記入し、5月9日(必着)までに、はがきかファクス、またはEメールで申し込みを。

※応募多数の場合は抽選で決定し、全員に結果をお知らせします。
☎中央公民館「キッズワールド」係(〒036・8356、下白銀町19の4、☎33・6561、☎33・4490、☎chuooukou@city.hirosaki.lg.jp、火曜日は休み)

計量器(はかり)の定期検査 2年に1回忘れずに

食料品店や精米所、薬局などにあり、取引や証明に使用する計量器(はかり)は、計量法により定期検査

人の動き Population

Table with population statistics: 前月比, 人口 179,248人 (-167), 男 82,092人 (-86), 女 97,156人 (-81), 世帯数 72,490世帯 (-59), 平成26年3月1日現在(推計)

を受けることが義務付けられています。検査対象者(事業所)には、事前に通知しますが、新しく事業を始めた人や、これまで検査を受けたことがない人は、ご連絡ください。

▽検査対象計量器例 観光農園や通販サイトなどにおいて農産物の料金算定や内容量表記に使用する計量器、貴金属の買い取り査定に使用する計量器など

▽検査場所 各店舗・事業所
▽手数料 1台500円～2,800円(計量器の種類により異なります)
☎商工政策課就労支援係(☎35・1135)

求職者支援訓練の受講者募集

雇用保険を受給できない求職者の早期再就職を目指し、民間の訓練機関が国の認定を受けて実施する職業訓練です。一定の要件を満たした受講者には、訓練期間中に職業訓練受講給付金が支給されます。

【広告デザインクリエイター科】
▽とき 6月9日～10月8日
▽ところ パソコンスクールIMS弘前教室(土手町)

▽申し込み締切 5月15日
【介護職員初任者研修科】
▽とき 6月11日～11月10日
▽ところ ニチイ学館弘前教室(表町)

▽申し込み締切 5月13日
～共通事項～
▽受講料 無料(テキスト代などは自己負担)

▽申し込み方法 事前に弘前公共職業安定所(南富田町)で受講手続きを済ませ、申込締め切り日までに各訓練施設へ受講申込書の提出を。
☎弘前公共職業安定所(☎38・8609、音声案内42#)

市長と気軽に話ませんか

市長車座ミーティング

市民の皆さんのご意見・ご提案を市政に反映させる広報事業の一環として「平成26年度市長車座ミーティング」を開催します。

市民がさまざまなテーマで、市長とざっくばらんに話ができる絶好の機会です。奮って申し込みを。

▽とき 第2回=6月10日(火)、午後2時～3時
▽対象 市内に在住、在勤または在学するおむね5人～15人で構成された団体(営利目的、宗教・思想・政治活動などの目的で開催しようと

する団体は除く)
▽申し込み方法 開催希望申込書に、テーマや開催場所など所定の事項を記入の上、5月9日までに広報広聴課(市役所3階、窓口308)へ持参するか、郵送またはファクスで申し込んでください。

※開催希望申込書は、同様に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▽その他
○申込団体が複数の場合は、抽選により決定します。

○会場の準備および費用負担は開催団体が行ってください。
○開催結果は、写真を添えて市ホームページ上で概要を公表するほか、ミーティングの様子をインターネット上で動画配信します。

○今後実施予定のミーティングは、平日夜間・休日の実施が可能な場合もありますので、実施を希望する団体はご連絡ください。
☎広報広聴課広報広聴担当(〒036・8551、上白銀町1の1、☎35・1194、☎35・0080)

○昨年度開催したミーティングでは、制作した工芸品やクラフトなどを発表する場所づくりに関することや、保育所と小学校の情報交換の場の設定に関すること、農業用における作業員の確保することなど、さまざまなテーマで話し合われました。参加者からは、「市長と気軽に話せて良かった」と好評を得ています。

する団体は除く)
▽申し込み方法 開催希望申込書に、テーマや開催場所など所定の事項を記入の上、5月9日までに広報広聴課(市役所3階、窓口308)へ持参するか、郵送またはファクスで申し込んでください。

※開催希望申込書は、同様に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▽その他
○申込団体が複数の場合は、抽選により決定します。

○会場の準備および費用負担は開催団体が行ってください。
○開催結果は、写真を添えて市ホームページ上で概要を公表するほか、ミーティングの様子をインターネット上で動画配信します。

○今後実施予定のミーティングは、平日夜間・休日の実施が可能な場合もありますので、実施を希望する団体はご連絡ください。
☎広報広聴課広報広聴担当(〒036・8551、上白銀町1の1、☎35・1194、☎35・0080)

○昨年度開催したミーティングでは、制作した工芸品やクラフトなどを発表する場所づくりに関することや、保育所と小学校の情報交換の場の設定に関すること、農業用における作業員の確保することなど、さまざまなテーマで話し合われました。参加者からは、「市長と気軽に話せて良かった」と好評を得ています。

[HOME](#)[サイトマップ](#)[検索] 文字: 

弘前市

HIROSAKI CITY

[観光](#)[くらし](#)[健康と福祉](#)[市の概要](#)[行政情報](#)[働く・産業](#)[お問い合わせ](#)現在位置: [トップ](#) > [行政情報](#) > [市からのお知らせ](#) > [新着情報](#)[行政情報トップページ](#)[市からのお知らせ](#)[広報紙](#)[職員採用・給与公表](#)[入札・契約](#)[インターネット公売](#)[計画・取り組み](#)[情報公開・個人情報保護](#)[除排雪](#)[広聴](#)[各種制度](#)[弘前市議会](#)[条例・規則](#)[各課へのお問い合わせ](#)[よくある質問\(行政情報\)](#)

商工政策課からのお知らせ

計量器(はかり)の定期検査 2年に1回忘れずに (YYYY年MM月DD日)

^{計量法}
食料品店、精米所、薬局などにある取引や証明に使用する計量器(はかり)は、法律により定期検査を受けることが義務付けられています。検査対象者(各事業所)には事前に通知しますが、新しく事業を始めた人やこれまで検査を受けたことがない人はご連絡ください。

▽検査対象計量器例

・観光農園や通販サイト等において農産物の料金算定や内容量表記に使用する計量器

・貴金属の買取り査定に使用する計量器 等

▽検査場所 各店舗・事業所

▽手数料 1台500円~2800円(計量器の種類により異なります。)

▽問い合わせ先 商工政策課総務係 電話35-1135(直通)

[著作権・リンク・免責事項](#)[個人情報の取り扱い](#)

Copyright(C)2006 Hirosaki city office. All rights reserved